

[事案 2024-374] 新契約無効請求

・令和 8 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 7 月に契約した終身保険（契約①）および平成 21 年 9 月に契約した終身保険（契約②）について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 息子の同級生の母親であった募集人（以下、募集人 A）から保険の勧誘を受けた。自分は、募集人 A に対し、保険には関心がない、貯金なら郵便局や銀行がある、利率にも興味がないと伝えたが、募集人 A の成績のために申込手続をするよう頼まれ、断り切れず、貯金型と思い保険（契約①、契約②とは別の契約）を申し込んだ。
- (2) 募集人 A から仕事を辞めることになった旨の報告を受け、保険を解約しようとしたが、新たな募集人（以下、募集人 B）も知り合いだったため解約できなかった。募集人 B から「病気になるたらどうする？」「事故に遭ったら？」等と勧誘され、以後、頻繁に呼び出され、契約①および契約②の申込書類に署名押印させられた。
- (3) 300 万円の貯金を目指して契約①および契約②の保険料を支払っていたのに、実際には、一生払い続ける保険であった。終身保険の意味をよく理解しておらず、募集人 B は終身保険の意味を分かりやすく説明すべきであった。
- (4) 募集人 B の退職に伴い、別の担当者（以下、担当者）に引き継がれ、そこで初めて契約①および契約②が認識していた契約内容と違うことが分かった。契約①および契約②は、複数回、保障内容が変わっていたが、貯蓄型の保険を要望していることは募集人 B らに再三伝えてあったので、積立が別の積立に変わったのだろうという旨の認識をしていたが、担当者曰く、貯金だったのは最初だけで、あとは全部貯金ではなかった。
- (5) 募集人 B は、説明を求めると「申し訳ない、説明不足だった」という旨の回答をした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人と募集人 B の申述は相違しており、申立人の錯誤を引き起こしたとする保険会社の瑕疵を認めることはできない。
- (2) 契約①および契約②の申込書の払込期間の欄には、「終身払」に丸がつけられている。契約②の意向確認書に「保険料、払込方法、保険料払込期間はご提案の内容でよろしいでしょうか？」という質問項目があり、申立人は「はい」にチェックをして自署した。
- (3) 募集人 B は、契約①および契約②の申込手続時に終身払と有期払のいずれについても説明を行い、契約①および契約②は終身払で保険料が安くなっていることも説明した。
- (4) 申立人に対し、契約①および契約②に関し、年 1 回「ご契約内容のお知らせ」を送付している。
- (5) 令和 4 年から令和 5 年にかけて、2、3 回にわたって申立人は募集人 B に連絡して様々な質問をしたが、「終身保険は年金じゃないのか」など事実関係と離れた内容であった。募集人 B は既に退職して契約内容が確認できず、申立人の発言内容が理解できなかったが、「私の説明不足だったかもしれないね」とお詫びをした。

(6) 募集人 B は、在職中、申立人に、2、3 年に 1 回程度、契約内容の説明をし、申立人が引越す前や自身が退職する前にも説明をした。申立人は契約内容に納得していた。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①および契約②の申込手続当時の状況、申立人と募集人 B らとのやりとりの経緯や内容等を把握するため、申立人および募集人 B に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。